

笠監第182号  
令和7年12月18日

笠岡市長栗尾典子殿  
笠岡市議會議長大月隆司殿

笠岡市監査委員 中西尚子  
同 藤井義明

事務監査の結果に関する報告について（提出）

笠岡市監査基準第31条第1項第3号及び地方自治法199条第9項の規定により、令和6年12月26日付け、笠総第607号で要求のあった事務監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。



(別紙)

## 監査結果報告書

### 第1 市長からの要求

#### 1 要求があった日

令和6年12月26日

#### 2 要求事項

国営笠岡湾干拓事業負担金に係る債権管理事務の適正執行について

##### (1) 監査の対象

国営笠岡湾干拓事業負担金に係る債権管理事務（対象：平成29年度以降分）

##### (2) 監査の内容

平成29年度から国営笠岡湾干拓事業負担金に関する債権の回収及び債権の消滅（不納欠損）又は時期変更までの一連の事務執行並びに処理決定に至るまでの過程・背景について、適正に行われていたかを検証する。

ア 平成29年度起案「延滞金徴収の取り扱いについて（方向決裁）」について、同名の文書が存在することについて問題ないのか。また、この方向決裁の運用について問題ないか。

イ 平成29年度起案文書中に、決裁もあるとしているにもかかわらず、決裁文書が見当たらないものがあり、その後の事務が進められている。この事務執行について問題はないか。

ウ 平成29年度の、滞納者の滞納処分で農地等の売買についての市の考え方について問題ないか。

エ 平成29年度に生活困窮を理由に執行停止を行ったが、判断に対し、事務処理が適正といえるものか。

オ 令和5年度に生活困窮を理由に執行停止を行ったが、資力なしの判断など事務処理上、適正なものといえるものか。

カ 令和5年度に即時不納欠損を行おうとした判断は適正であったか。

キ 執行停止の判断時に際し、職員の裁量はどこまで認められるものか。

##### (3) 理由

「令和4年度及び令和5年度における国営笠岡湾干拓事業負担金に関する債権の発生から債権の回収及び債権の消滅（不納欠損）又は時期変更までの一連の事務執行並びに処理決定に至るまでの過程・背景」について、令和5年度に市議会議長からの請求による監査が行われた。しかし、提出書類に個人情報を隠すための黒塗り部分が多数あり、不明な点が多いことから、疑念が払拭されることなく監査結果の報告がなされた。

このことについて、令和6年6月定例会一般質問において、笠岡市で改めて調査を

行うよう要請があつたため、市議会が請求した調査対象期間を変更し、現在の担当部署に業務が移管された平成29年度以降の国営笠岡湾干拓事業負担金に係る債権管理事務について、監査委員による検証を要求するものである。（※要求書の「要求監査理由」全文を掲載）

### 3 対象年度及び事業

平成29年度から令和5年度

## 第2 監査の実施

### 1 監査期間

令和6年12月27日から令和7年12月18日まで

### 2 監査の対象部局

笠岡市総務部税務課

本件監査対象年度当時の事務所管課であった笠岡市総務部収納対策課は笠岡市機構改革により令和7年3月31日に廃止され、収納対策課の分掌事務は笠岡市総務部税務課が引き継いだ。

### 3 監査の着眼点

国営笠岡湾干拓事業負担金に附帯する延滞金における債権管理（以下、「本件事業」という。）の状況を検討するに当たって、以下の視点に着目して監査を実施した。

- (1) 本件事業の執行過程が関係法令及び例規等に定められた手順に則って適正であるか。
- (2) 本件事業における意思決定及び執行に係る文書の記録・保存は適正であるか。
- (3) 本件事業において公平性及び公正性は保たれているか。

## 4 監査の方法

- (1) 監査対象部局から提出された本件事業の関係資料を精査した。
- (2) 監査の対象のうち、国税徴収法の規定に係る事務については、本市監査専門委員都築巖氏及び齊藤慎太郎氏にその調査を依頼して実施した。なお、監査専門委員に調査を依頼した事項にあっては、その調査結果を踏まえ、本監査の結果とした。

## 第3 監査の結果

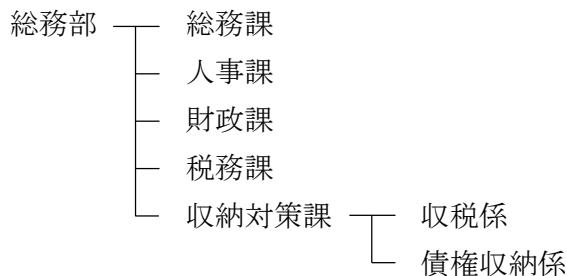
提出資料による事実関係は次のとおりである。

### 1 本件事業に係る事実関係

#### (1) 組織体制及び業務内容

監査対象年度における笠岡市総務部収納対策課の組織体制及び業務内容は次のとおりである。

## ア 組織体制（令和5年4月1日）



## イ 人員体制（令和5年4月1日、単位：人）

収納対策課の人員体制は以下のとおりである。

課長1、課長補佐1（収税係長兼務）、収税係7（主査1、主任主事（再任用）1、主事1、会計年度任用職員4）、債権収納係3（係長1、主事1、会計年度任用職員1） 計12

## ウ 業務内容

笠岡市行政組織規則に規定された事務執行当時の収納対策課の分掌事務（業務内容）は以下のとおりである。

（表－1）収納対策課の分掌事務（業務内容）

課・室名	係名	分掌事務（業務内容）
収納対策課	収税係	(1) 市税の収納及び督励に関する事。 (2) 市税の過誤納金の還付又は充当に関する事。 (3) 市税の口座振替納付に関する事。 (4) 介護保険料の徴収等に関する事。 (5) 後期高齢者医療保険料の徴収等に関する事。 (6) 市税の滞納整理及び滞納処分に関する事。 (7) 市税の徴収の嘱託及び受託に関する事。 (8) 岡山県市町村税整理組合に関する事。 (9) 納税の奨励及び広報に関する事。
	債権収納係	(1) 市税及び保険料以外の過年度債権の収納に関する事。 (2) <u>国営笠岡湾干拓事業負担金に関する事。</u> (3) 市の収納金の滞納整理等の指導に関する事。 (4) 債権を所管する部署との調整に関する事。

（笠岡市行政組織規則（平成17年 笠岡市規則第17号）別表（第3条関係））

## （2）本事業の執行に係る法令・通知及び例規等

### ア 法令等

- ・地方税法（昭和25年法律第226号）

- ・土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）
- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・国税徴収法基本通達（国税庁）

イ 例規等

- ・笠岡市国営笠岡湾干拓事業負担金徴収条例（平成 2 年条例第 12 号）
- ・笠岡市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例（昭和 38 年条例第 42 号）
- ・笠岡市会計規則（平成 19 年規則第 6 号）
- ・笠岡市事務決裁規則（平成 17 年規則第 22 号）
- ・笠岡市電子決裁システムを使用して行う業務等に関する規則（平成 16 年規則第 27 号）
- ・笠岡市文書取扱規程（平成 10 年訓令第 10 号）
- ・滞納処分の執行停止に係る事務処理基準（平成 22 年笠岡市）
- ・笠岡市債権管理マニュアル（平成 29 年（令和 2 年一部改訂）笠岡市）

(3) 国営笠岡湾干拓事業費負担金に附帯する延滞金年度別収納額等

(表－2) 延滞金の年度別収納額等

年度	予算額（千円）	決算額（円）			
	上段：当初予算 下段：最終補正後	調定額	収入済額	不納欠 損額	収入未済額
平成 29 年度	0 7,422	11,244,462	11,094,462	0	150,000
平成 30 年度	2,801 15,342	17,993,567	17,993,567	0	0
平成 31(令和 元)年度	4,040 9,430	9,430,538	9,430,538	0	0
令和 2 年度	3,800 4,400	4,550,000	4,550,000	0	0
令和 3 年度	8,659 8,474	8,474,351	8,174,351	0	300,000
令和 4 年度	9,450 4,600	3,350,000	3,300,000	0	50,000
令和 5 年度	5,050 0	0	0	0	0

(歳入歳出予算事項別明細書及び歳入歳出決算事項別明細書より)

予算及び決算関係書類に延滞金総額の記載はない。平成 29 年度から令和 5 年度までの決

算関係書類に延滞金に不納欠損の記載はない。

提出資料の決裁文書に記された延滞金（未収入）の額は以下のとおりである。

（表－3）決裁文書に記された延滞金の額

	延滞金の額（円）	文書番号
平成29年4月1日現在	632,768,438	H29 笠収第000067号
平成29年5月13日現在	645,913,800	H29 笠収第000265号
令和5年2月15日現在	249,472,382	R04 笠収第002720号
令和6年3月31日現在 (うち執行停中 80,921,582)	254,031,782	R05 笠収第003390号

（提出資料の決裁文書から作成）

（4）国営笠岡湾干拓事業費負担金年度別収納額等

延滞金の対象である国営笠岡湾干拓事業費負担金の年度別決算状況は以下のとおりである。

（表－4）国営笠岡湾干拓事業費負担金の年度別収納額等

年度	予算額（千円）	決算額（円）			
		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
平成29年度	51,190	385,869,310	186,966,831	14,510,552	184,391,927
	190,084				
平成30年度	67,600	184,391,927	94,320,676	0	90,071,251
	94,320				
平成31(令和元)年度	14,120	90,071,251	12,759,831	0	77,311,420
	12,760				
令和2年度	12,820	77,311,420	12,306,808	0	65,004,612
	12,306				
令和3年度	7,345	65,004,612	6,932,039	5,396,136	52,676,437
	7,032				
令和4年度	4,306	52,676,437	4,402,840	0	48,273,597
	2,000				
令和5年度	4,300	48,273,597	5,618,075	0	42,655,522
	6,600				

（歳入歳出決算事項別明細書より）

国営笠岡湾干拓事業負担金の償還条件は以下のとおりである。

(表－5) 国営笠岡湾干拓事業費負担金の償還条件

事項	条件
償還方法	元利均等償還
償還期限	25年（据置3年を含む）
年利率	6.5%

(出典：明日を拓く大地と水 平成2年3月 農林水産省中国四国農政局笠岡湾干拓事務所)

(5) 事務処理の経過について

ア 平成29年4月～令和5年3月 本事業延滞金徴収の取り扱いについて方針を決定した。

笠岡市には決裁文書の件名に「方向決裁」と記す市独自の決裁文書の運用があり、市の説明は以下の通りである。

「方向決裁については、明文の規定は無く、ある事案に対する事務処理の方向性（方針）を確認するために、事前に関係者の意思確認を行うことによって、事務処理を効率的に進めることを目的として、慣例的に行われている笠岡市独自のものとして認識しています。したがって、事案そのものの意思を確定する「決裁」の予備行為として実施しているものが「方向決裁」となります。」（令和7年4月23日笠総第63号関係書類の提出について）提出資料の決裁文書のうち件名に方向決裁と記されているものは4件である。

以下、方向決裁による延滞金にかかる方針等の決定を時系列により記載する。3件が延滞金徴収の取扱いについて方針を決定したものである。

1（以下「方向決裁1」という。）							
決裁区分	市長	文書番号	H29笠収第000067号		保存年限		
起案日 H290417	決裁日 H290418	件名	国営笠岡湾干拓事業負担金に係る延滞金徴収の取り扱いについて（方向決裁）		5年		
稟議の概要							
<p>1 方針 税同様、原則として延滞金全額を回収する。ただし、元金を完納した場合、「国税通則法第63条第5項の規定による延滞税の減免」を適用し、差押えを行っている期間の延滞金の1/2を減免することとする。（延滞金減免は最大1/2。差押え時期により減免額が変わる。今後滞納者毎に算定）</p> <p>2 現状 平成29年4月1日現在、滞納者14名（うち延滞金のみ3名）、滞納額1,018,644,798円（内訳 元金385,869,310円、延滞金632,768,438円、督促手数料7,050円）</p> <p>3 延滞金免除の効果 元金未納者には、元金を完納すれば延滞金免除を事前に説明することで元金の納付意欲を向上させることができる。元金支払済者は巨額な延滞金を減免することで、より現実的な納付を促すことができる。</p> <p>4 参考 笠岡湾干拓事業負担金は地自法第231条の3第3項に定める「使用料その他の普通地方公共団体の歳入」にあたり、「地方税の滞納処分の例により処分することができる」強制徴収公債権であるため、「国税通則法第63条第5項の規定による延滞税の減免（※）」を</p>							

適用できる。

(※) 国税を充足する差押え等を行った場合には、その差押え等を行っている期間の延滞税の金額の2分の1に相当する金額を免除できるというもの。

2 (以下「方向決裁2」という。)

決裁区分	市長	文書番号	H29 笠収第 000265 号	保存年限	5年
起案日	決裁日	件名	国営笠岡湾干拓事業負担金に係る延滞金徴収の取り扱いについて (方向決裁)		
H290608	H290613				

稟議の概要

1 方針 税同様、原則として延滞金全額を回収する。

①元金を完納した場合、「国税通則法第63条第5項の規定による延滞税の減免」を適用し、差押えを行っている期間の延滞金の1/2を減免することとする。(H29 笠収第 000067 号 方向決裁済)

②元金を完納した場合、平成19年度以前の市税の延滞金について滞納者個々人の負担能力を考慮し徴収していない場合があったことから、干拓事業負担金の延滞金を同様に取扱う。

①②のうち、滞納者にとって有利な方を減免金額の下限とする。可能な限り多くの延滞金を徴収する。

2 延滞金額 平成29年5月13日現在 滞納者14名 (うち延滞金のみ3名)

延滞金総額

減免前 645,913,800円

減免後 116,054,720円 (差押え減免は1名を除き一律4割軽減による試算、より有利な減免選択後の延滞金額)

差引減免額 529,859,080円

3 干拓事業負担金 賦課期間 平成5年度から平成26年度まで元利均等返済  
利率 年6.5% 延滞金は配分価格及び利息にかかる。

延滞金利率

H5～H25 年率14.6%

H26 年率9.2%

H27～H28 年率9.1%

H29 年率9.0%

3 (以下「方向決裁3」という。)

決裁区分	市長	文書番号	H29 笠収第 001280 号	保存年限	5年
起案日	決裁日	件名	国営笠岡湾干拓事業負担金に係る農地等の公売について (方向決裁)		
H291116	H291122				

稟議の概要

1 今(H29年度)までの対応：任意売却による負担金(滞納額)回収

2 今後の方向性：H30から公売を中心に滞納整理をすすめる。

3 理由：①H29年公売入札実施、高額で落札された。

②公売入札に参加者多数であり、農地の需要が高まっている。

③任意売却では外部から公平性に欠けるとの指摘を受ける可能性がある。

#### 4 平成 30 年度の公売予定 2 件

##### 4 (以下「方向決裁 4」という。)

決裁区分	市長	文書番号	R04 笠取第 002720 号	保存年限	5 年
起案日 R050302	決裁日 R050304	件名	国営笠岡湾干拓事業負担金に係る延滞金徴収の取り扱いについて (方向決裁)		

##### 稟議の概要

1 方針：本起案決裁日以降、元金を完納しているもしくは完納した場合、財産調査により営農に関する財産（不動産等）を除き、日常生活に特段の財産が確認されない限り、「地方税法第 15 条の 7 第 2 項及び第 5 項の規定による滞納処分の執行停止並びに即時欠損」を適用し延滞金額を全額免除とする。全額免除は執行停止の起案決済日を基準とし、遡及しない。既納付延滞金の還付は発生しない。

元金残滞納者は不動産公売による徴収を行い、元金超過分は延滞金に充当し、なお残った延滞金については全額免除とする。

・地方税法第 15 条の 7 地方団体の長は、滞納者につき次の各号に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

第 2 項 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮屈させるおそれがあるとき

第 5 項 滞納処分の執行停止をした場合において、地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

2 延滞金額 令和 5 年 2 月 15 日現在 延滞金総額 249,472,382 円

3 今後の対応：延滞金のみ残っている滞納者には、執行停止を検討している旨を伝えたうえで、延滞金免除手続きを進める。元金が残っている滞納者には元金完納まで執行停止の検討ははっきりと伝えず徴収を進める。

平成 29 年 4 月、方向決裁 1 により、延滞金の減免を行うこと及び減免方法を決定した。原則として延滞金全額を回収する。ただし、元金を完納した場合、「国税通則法第 63 条第 5 項の規定による延滞税の減免」を適用し、差押えを行っている期間の延滞金の 1/2 を減免する（延滞金減免は最大 1/2。差押え時期により減免額が変わる。今後滞納者毎に算定。）とした。

平成 29 年 6 月、方向決裁 2 により、延滞金について減免方法を追加決定した。市税については元金を完納した場合、平成 19 年度以前の市税の延滞金について滞納者個々人の負担能力を考慮し徴収していない場合があったことから、干拓事業負担金の延滞金を同様に取扱うとし、滞納者にとって有利な方を減免金額の下限とし、可能な限り多くの延滞金を徴収とした。平成 29 年 5 月 13 日現在の延滞金は、645,913,800 円（減免前），減免後は 116,054,720 円で減免前額の 17.97% で（差押え減免は 1 名を除き一律 4 割軽減による試算、より有利な減免選択後の延滞金額），差引減免額は 529,859,080 円で減免率は 82.03% である。

平成29年11月、方向決裁3により、滞納者の所有地の売却方法について、任意売却から公売へ変更することを決定した。

令和5年3月、方向決裁4により、元金（負担金）完納者については、財産調査により営農に関する財産（不動産等）を除き、日常生活に特段の財産が確認されない限り、「地方税法第15条の7第2項及び第5項の規定による滞納処分の執行停止並びに即時欠損」を適用し延滞金額を全額免除とすること、及び、元金残滞納者については不動産公売による徴収を行い、元金超過分は延滞金に充当し、なお残った延滞金については全額免除とすることを決定した。

以上が、負担金徴収における方針決定の経緯である。

なお、市から提出された文書に、方向決裁で決定した方針について運用結果を記した文書はない。

令和6年第4回笠岡市議会定例会（令和6年6月18日）一般質問（代表質問）において、栗尾市長（現市長）及び総務部長（当時）は前市長による方向決裁により決定した方針を修正した旨を、公明党 斎藤一信議員（以下「議員」という。）からの質問に対して回答している。

議員 3点目、干拓負担金徴収基準の見直しについて、干拓負担金の回収は元金さえ払えば延滞金の徴収はしないという方針のままなのか、考え方をお示しください。

市長 次に、3点目につきましてお答えします。

干拓負担金徴収基準の見直しについてでございますが、重ねての回答になりますが、徴収につきましては滞納金を完納していただくよう努めます。

今回の件では、議員の皆様には、いまだ疑惑を持たれていますと感じております。私が市長となり、改めて勉強していく中で、疑問を感じる点、反省すべき点が多々ありましたので、原因究明をし、再発防止に向けた有効な対策に取り組んでいきたいと考えています。大切なのは不透明な対応にならないよう、手続を適正に行っていくことでございます。執行停止等の判断につきましては、手続の要所要所で外部識者のアドバイスを受け、客観性を担保し、また、執行停止後には監査委員へ適切に情報を提供し、御意見をお聞きしたいと考えております。

今後は疑惑を持たれないよう、公正公平な事務処理に努めてまいります。

議員 続いて、干拓の負担金の徴収についてお尋ねをします。

小林市長の時代に、元金が全て完済されれば延滞金についてはチャラにするという方向決裁が行われました。栗尾市長になられまして、この方向決裁は維持されているのか、お聞かせください。

総務部長 元金が終了すれば延滞金はなしにしますということでございますが、栗尾市長が答弁したように元金、延滞金も含めた滞納金については基本的には完済していただくようにお願いするという方向でございます。ただ、いろんなケースがそれぞれの営農者の方にありますので、執行停止をしなければならないような状況が起これば、執行停止等もあり得るという中で、元金が終わったら延滞金をなしにするという部分については、それだけの判断はないと考えております。

議員 ちょっとよく分からんかったんですが、要は方向決裁は軌道修正されたという認識で

いいですか。

総務部長 そのとおりでございます。

議員 それは、干拓の負担金以外、この執行停止について市長が監査または弁護士、外部チェックを入れると言われましたが、市県民税、その他の税金に至るまでそういった外部チェックを入れると、執行停止においてはというようなことを示されたと認識していいんですか。それとも、干拓だけですか。

総務部長 現段階においては、干拓の負担金の徴収について、市長が答弁しましたように外部の識者あるいは監査委員への情報提供をするという方向で考えております。それ以外の税等については、今後必要があれば市長とも相談して、どういった方向がいいのか決めていきたいと考えております。

議員 その理由は何ですか。

総務部長 まだ、広範囲のそういう債権管理について、市長、副市長とも十分な協議が行えてないというのもありますし、基本的に税等については適正に法にのっとったやり方で、執行停止等についても、不納欠損も毎年あるんですが、時効等が来たものについて適正な処理ができているという判断があります。今回、議会から疑念を持たれたのは、干拓負担金の徴収に関して透明性がちょっと怪しいのではないかという御指摘をいただいておりますので、現段階では干拓負担金の徴収についての透明性に全力を注ぐという考えでおります。

議員 このたびの徴収金については適正じゃなかったという認識でいらっしゃいますか。

総務部長 最初に執行停止をして、即時欠損という判断については、私は誤っていた、拙速だったという認識です。通常、地方税法で3年、法で即時欠損できないことはないんですが、3年を見るという判断が最初からなされていればよかったですのかなと考えております。

議員 市長、もし可能ならばこの事案について笠岡市側で精査をしていただきたい、市民に何らか文書、議会も含めてオープンにしていただく、先ほど総務部長がおっしゃった、このたびの即時欠損は適正じゃなかったという御答弁を受けて、ならば一旦そのことについてのおさらいを市役所側でしていただき、議会に示していただきたいと思います。先ほどの内容について、受け止めをお願いします。

市長 今回の案件につきましては、最初の答弁でも申し上げましたように疑念を抱く点、そういうことが勉強していく中で分かってまいりました。私が関わった百条委員会だけでは足りない、もう少し根の深い問題を抱えていると私は現在認識しております。今、ここで申し上げることはできませんが、その件に関しても府内でしっかりと調査をしていきたい。ただ、その調査の方法がどういったものが適切であるのか、まだ副市長が就任して間がないということもございまして、府内でも議論をしているところでございます。その方法につきましては、しっかりと検討をし、きちんと調査をし、皆様に御提示させていただきたいと思っております。

(笠岡市議会事務局「令和6年第4回笠岡市議会定例会会議記録（第4号）」から抜粋)

イ 令和5年3月 本件事業滞納処分に係る検査実施結果報告

検索実施結果について4件の報告文書（起案文書）を作成している。いずれも、「換価価値のありそうな財産は発見できず。生活が困窮していることが確認された。従つて、検索を含む財産調査及び上記の生活状況を考慮して、今後延滞金の納付は困難とみなし、執行停止処分後、即時欠損とする予定」としている。

（令和5年3月16日起案R04笠収第002777号、令和5年3月16日起案R04笠収第002780号、令和5年3月17日起案R04笠収第002787号、令和5年3月20日起案R04笠収第003040号）

#### ウ 令和5年4月 人事異動による引き継ぎ

収納対策課長職は令和5年4月1日付け人事異動により引継者（前任者）と引受者（後任者）との間で事務引継書が作成された。事務引継書「3処分未了事項及びこの処理の方法、意見等」の記載によると本件負担金の扱いは以下のとおりとなっている。

「収納対策課は、国営笠岡湾干拓事業負担金に係る延滞金については、徴収するものとしてR4年度までは滞納者に納付勧奨を行ってきた。しかし、市長は元金の納付が遅れながらでも完納すれば、延滞金は徴収する必要はないという考えだった。よって、滞納者の内、元金完納者については、検索し財産調査を行い今後の納付は困難とみなされれば、執行停止処分し即時欠損する。元金の未返済者については、元金完納後上記検索等を行い執行停止し欠損を行う。元金も延滞金も完済している者は、特に対応なし。」

#### エ 令和5年6月 延滞金に係る滞納処分の執行停止

執行停止事由は、「地方税法第15条の7第1項第2号（生活困窮）、第5項（即時欠損：今後徴収見込なし）」。執行停止日は決裁日とし、経過等の記載は「財産調査（預貯金・生命保険）を実施し、生活や営農に必要な最低限の財産のみ確認、またそれぞれ家宅検索を実施し、生活状況が困窮していることを確認したため、執行停止処分を行う。」「今後徴収見込みがないため、令和6年3月31日をもって即時不納欠損とする。」としている。（令和5年6月28日起案、同年6月30日決裁、R05笠収第000314号）

#### オ 令和5年8月 滞納処分の執行停止に係る不納欠損時期の変更

市は、3月に定めた方針による不納欠損処理の時期を変更することとした。起案文書の記載では、即時不納欠損処理手続きを進めていたところ、生活困窮による執行停止で過去に即時不納欠損を行った例がないこと。また、通常の執行停止では、停止後3年間財産調査を行いながら納付資力を見極め、資力なしと判断すれば不納欠損とするということになっているため、即時不納欠損を進めるべきかどうかを市長室で協議し、納付資力が回復する可能性が否定できないため、即時不納欠損ではなく、3年後に不納欠損処理することとした。

（令和5年8月4日起案 R05笠収第000522号）

#### (6) 議会の調査

ア 議会は、本件事業について、負担金の債権管理に関して疑惑が生じたため、地方自治法第98条第1項の規定に基づく議会の検査権による、「行政における再発防止等調査特別委員会」（以下「特別委員会」という。）の調査事項として、令和5年9月8日から令和5年12月19日までの間に特別委員会を8回開催した。

特別委員会は、市に負担金の徴収に関する資料を請求した。提出された資料では、負担金の債権管理に関する方針転換、前例のない負担金の即時不納欠損処理、執行停止要件とした資力の有無や生活困窮とした根拠などについての疑惑が払拭できないため、どのような過程・背景で行われたのかを明確にするために、令和5年11月29日、令和5年第8回笠岡市議会定例会において、地方自治法第100条第1項の調査権限が特別委員会に委任された。12月6日には証人9名に対する証人尋問を行い、12月20日、同市議会定例会最終日に、「行政における再発防止等調査特別委員会調査報告書（国営笠岡湾干拓事業負担金の債権管理の事務処理に関する調査）」を提出した。調査報告書及び特別委員会開催状況等は笠岡市議会ホームページに公開されている。

イ 令和5年11月9日、議会は笠岡市議会全員協議会を開催し、笠岡湾干拓事業に関する債権管理について市関係者から説明を求めた。

#### (7) 令和5年12月市議会定例会

令和5年12月市議会定例会（令和5年第8回笠岡市議会定例会 会期令和5年11月29日から12月20日）において、議員2名が国営笠岡湾干拓事業負担金に関する質問を行った。質問に対する回答の中で総務部長は、延滞金に係る滞納処分における執行停止による即時不納欠損処理については、議会からの指摘により即時不納欠損ではなく、3年の猶予期間経過後に不納欠損することに変更した旨を回答している。

笠岡市会計規則に定める不納欠損処分にかかる事務手続きは以下のとおりである。  
(不納欠損処分)

第30条 歳入調定者は、毎年度末において、法令の規定に基づき、時効の完成又は徴収権の消滅等により歳入の欠損処分をすべきものがあるときは、歳入不納欠損調書を作成し、市長の決裁を受けなければならない。

2 歳入調定者は、前項の規定により歳入の不納欠損処分がされたときは、徴収簿にその旨記載するとともに歳入不納欠損通知書により会計管理者に通知しなければならない。

市の徴収金にかかる不納欠損額は、歳入歳出決算書並びに歳入歳出事項別明細書に記載される。平成29年度から令和5年度まで期間の笠岡湾干拓事業負担金の不納欠損処分額を（表-4）に示す。同期間に延滞金の不納欠損はない（表-2）。

(8) 令和6年6月市議会定例会

令和6年6月市議会定例会（令和6年第4回笠岡市議会定例会 会期令和6年6月4日から7月3日）において、議員の質問に対して総務部長は、前市長による方向決裁は修正されたこと、干拓負担金の徴収についての透明性に全力を注ぐこと、延滞金に係る滞納処分における執行停止による即時不納欠損処理については判断を誤っていた旨を回答した。

## 2 文書管理の状況

(1) 監査委員の資料要求

ア 令和7年4月16日 監査委員は次の資料の提出を市に求めた。（令和7年4月16日笠監第9号 関係書類の提出について）

以下、依頼内容を記載

- (1) 本件監査に係る国営笠岡湾干拓事業負担金に附帯する延滞金の減免方針の決定に際し、国税通則法第63条第5項の規定の適用において、限度である2分の1を一律に適用することとした理由。
- (2) 本件監査に係る国営笠岡湾干拓事業負担金対象者の負担金額及び延滞金額並びに収納日及び収納金額を記載（記録）した同負担金の管理台帳及び延滞金の算出に係る資料。
- (3) 平成29年度及び令和3年度における国営笠岡湾干拓事業負担金の不納欠損処理に伴い、これらの督促手数料及び同負担金に附帯する延滞金に係る事務処理に係る資料（決算関係資料を含む）。
- (4) 国営笠岡湾干拓事業負担金に係る、弁護士への電子メールによる照会及び回答に関するメール本文及び関係書類。
- (5) 本件監査に係る滞納処分の執行停止該当者において、令和6年度以降に実施した財産調査の記録。
- (6) 既提出の決裁文書（写し）の件名に記載の「方向決裁」の定義。

イ 令和7年5月8日 市は、文書による回答及び資料を提出した。（令和7年4月

23日笠総第63号 関係書類の提出について）

以下、回答内容を記載

- (1) 平成29年度に減免方針を決定した当時の担当者の解釈では、国税通則法第63条第5項の規定にある範囲において、笠岡市では差押減免を決定するに当たり、従前から、通例として「二分の一」の減免率を適用していたため、一律に同減免率を適用しています。

なお、国営笠岡湾干拓事業負担金の延滞金の減免については、笠岡市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例第5条第3項（※1）を適用して行いますが、同条項には減免率の基準が定められていないため、市長の裁量に委ねられていますが、笠岡市としては、裁量を恣意的なものではなく合理的なものにするため、同じ強制徴収公債権である地方税の規定にならって減免

することとしています。

従いまして、地方税法第15条の9第4項（※2）にある「二分の一に相当する金額を限度」とする減免規定を適用し、従前どおり、通例である「二分の一」の減免率を一律に適用しています。

※1 笠岡市税外収入金を期限内に完納しない場合における徵収条例

第5条第3項 市長は、延滞金を納付しなければならない者のうち市税外収入金を納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認めた場合は、これを減免することができる。

※2 地方税法

第15条の9第4項 地方団体の長は、滞納に係る地方団体の徵収金の全額を徵収するために必要な財産につき差押えをした場合又は納付し、若しくは納入すべき地方団体の徵収金の額に相当する担保の提供を受けた場合には、その差押え又は担保の提供に係る地方税を計算の基礎とする延滞金につき、その差押え又は担保の提供がされている期間（延滞金が年14・6パーセントの割合により計算される期間に限るものとし、前3項の規定により延滞金の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を限度として、免除することができる。

(2) 管理台帳（干拓負担金返納者調書）には負担金額及び延滞金額並びに収納日及び収納金額を記載（記録）しておらず、笠岡市債権管理条例が制定された当時から、滞納整理システムにより前記金額や収納日等を管理しています。そのため、システム画面上での確認は可能であることから、参考として、システム画面を印刷した資料を提出します。

(3) 国営笠岡湾干拓事業負担金の督促手数料及び同負担金に附帯する延滞金（以下「延滞金等」という。）については、地方自治法施行令第154条第2項（※3）及び笠岡市会計規則第9条（※4）の規定により、その調定は収納後に行う、いわゆる事後調定をしています。決算書に記載される不納欠損額は、調定したものについて生ずるものであり、収納がされていない延滞金等は調定がされないため、決算書に記載されておりません。

参考として、岡山県に確認したところ、元金が終わって確定された延滞金については、調定し、場合によっては不納欠損処理をしていましたので決算書に記載がされていますが、そうでない延滞金の場合は、岡山県、近隣市共に本市と同様に実務上では、不納欠損処理を行う旨の市長決裁により元金部分が消滅したことで、附帯する延滞金等も消滅したものとする市税に準じた事務処理を行っています。

従いまして、特段の資料等はなく、既に提出している決裁文書「H29笠収第002524号」及び「R03笠収第002687号」が不納欠損処理に係る資料となります。

### ※3 地方自治法施行令

第154条第2項 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。

### ※4 笠岡市会計規則

第9条 次に掲げる歳入については、歳入調定者は、会計管理者から収納済通知書の送付を受けたときは、速やかに調定決議書により調定をしなければならない。

- (1) 納入義務者が納入の通知によらないで納入した歳入
- (2) その他性質上納付前に調定できない歳入

(4) 別添「弁護士への電子メールによる照会及び回答に関する関係書類一式」とおりとなります。

(5) 別添「財産調査の記録」のとおりとなります。なお、財産調査については現在も進行中です。

(6) 決裁は、笠岡市事務決裁規則（平成17年笠岡市規則第22号）第3条第2号に「決裁者が起案文書に押印（自署を含む。電子決裁システムにおいては承認すること。以下同じ。）し、行政機関としての意思を確定することをいう。」とあるとおり、ある事案に対して、行政機関としての意思を確定する行為のことを指します。

方向決裁については、明文の規定は無く、ある事案に対する事務処理の指向性（方針）を確認するために、事前に関係者の意思確認を行うことによって、事務処理を効率的に進めることを目的として、慣例的に行われている笠岡市独自のものと認識しています。

したがって、事案そのものの意思を確定する「決裁」の予備行為として実施しているものが「方向決裁」となります。

ウ 令和7年7月29日 監査委員は次の資料の提出を市に求めた。（令和7年7月29日笠監第100号 関係書類の提出について）

以下、依頼内容を記載

- (1) 本件監査における国営笠岡湾干拓事業負担金（以下、負担金という。）に附帯する延滞金対象者の納期毎の負担金における未納状況（滞納額）及び滞納明細（滞納金額）を記載したもの。
- (2) 延滞金対象者の納期ごとの延滞金額及びその算定方法（算定式）を示したもの

の。

- (3) 延滞金の減免金額の算定方法及び算定が適正になされているか否かの確認にあたり、減免対象者の延滞金減免額の算定根拠となる法令等の該当条文及び算定方法（算定式）を示したもの及び減免適用後の延滞金額。この際、国税通則法第63条第5項の規定による延滞金の減免適用したものについては減免が適用となる期間（日数）等を明示すること。
- (4) 平成29年6月8日起案 平成29年笠収第000265号「国営笠岡湾干拓事業負担金に係る延滞金徴収の取扱いについて（方向決裁）」中、「②元金を完納した場合、市税が平成19年度以前の延滞金について、滞納者個々人の負担能力を考慮するなかで徴取していない場合があったことに鑑み、干拓事業負担金の延滞金についても市税同様の取扱とする。」について、市税における同取り扱いの法的根拠及び同取り扱いが干拓事業負担金に適用できるとした法的根拠、並びに、これによる延滞金減免額及び算定方法。
- (5) 国営笠岡湾干拓事業負担金に係る弁護士への照会及び回答に関するもので、電子メールでの收受によらないもの。
- (6) 「方向決裁」の決裁権者は誰か。また、「方向決裁」の実務を取り仕切る者は誰か。

エ 令和7年8月25日 市は、文書による回答を提出了。（令和7年8月8日笠総第583号 関係書類の提出について（回答））

以下、回答内容の主要箇所を記載

(1) 紙台帳で未納状況（滞納額）及び滞納明細（滞納金額）を管理しておりません。延滞金は、滞納日数により日々変化しており、システム上でその時点の金額が確認できるため、年度当初又は年度末などの特定の時点での管理もしておりません。

(2) 上記(1)で回答しているとおり、システム上で管理しているため、特定の時点での管理はしておりません。

なお、システム上の計算においては、法律どおりの計算が行われており、算定式は次のとおりです。

延滞金額＝税額×延滞日数×延滞金の割合÷365日

（計算の詳細）

延滞金額＝（基礎額×延滞率1か月内×納期限の翌日から1か月経過する日までの日数÷365）+（基礎額×延滞率1か月超×納期限の翌日から1か月経過した日から納付日までの日数÷365）

※ 基礎額：基礎額が2,000円未満の場合は、延滞金は0円

基礎額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切捨て

延滞率：各年毎の割合については別紙1「延滞金割合の推移」を参照

（別紙1 略）

算出された延滞金額が1,000円未満の場合は、延滞金は0円

算出された延滞金額が1,000円以上の場合は、100円未満を切捨て

(3) 延滞金減免額の算定根拠となる法令につきましては、笠岡市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例第5条第3項（※1）を適用して行います。

しかし、同条項には基準が定められておらず、市長の裁量に委ねられているとされておりますが、裁量を恣意的なものではなく合理的なものにするため、同じ強制徴収公債権である地方税の例に倣って減免することとし、地方税法第15条の9第4項（※2）を適用しています。

これに加えて地方税法附則第3条の2第3項（※3）を適用し、地方税法第15条の9第4項「二分の一に相当する金額」とある部分が「猶予特例基準割合（※4）による延滞金額を超える部分の金額」となります。

上記の法が示す算定方法としましては、①各年度滞納額、②差押を執行していた日数、③利子税（猶予）特例基準割合（別紙延滞金減免の割合参照）とした場合

①×（延滞金計算日までの）年毎に②／365×③《計算毎に1円未満切捨て》となり、この計算を各年度毎の滞納額で行い、足し上げます。

なお、計算を行う過程で考慮しなければならない要素として、以下の2要素がございます。

A 14.6パーセントで計算される延滞金部分のみに減免が適用  
(延滞金計算が納期限を経過して2か月目以降から減免が適用)

B 一部入金

(入金があった日から上記①の金額を変更して計算する)

減免適用後の延滞金額につきましては、上記算定方式に基づき、延滞金の減免を行ったX氏を例に挙げますと、延滞金の金額は、次のとおりとなります。

減免前 12,220,400円

減免後 9,116,300円

減免額 3,104,100円

減免が適用となる期間につきましては、国税通則法第63条第5項の規定を地方税法第15条の9第4項の規定に読み替えることができ、同人を例に挙げると不動産の差押を行い、差押を解除するまでの「平成22年8月9日から平成27年2月26日」となります。

また、上記考慮すべき要素であるBの一部入金について、システム上の管理が平成13年頃からとなっており、それ以前の入金は紙媒体の領収書で管理しています。

既に30年ほど経過していることから、一部領収書が確認できないものがあります。

そのため、上記減免後の延滞金額が適正であるかについて、検証することが

できませんが、仮のデータを使用して、システムが算出する延滞金の減免金額が適正であるか検証することは可能です。

※1 笠岡市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例第5条第3項 市長は、延滞金を納付しなければならない者のうち市税外収入金を納付しなかつたことについて、やむを得ない事由があると認めた場合は、これを減免することができる。

※2 地方税法第15条の9第4項 地方団体の長は、滞納に係る地方団体の徴収金の全額を徴収するために必要な財産につき差押えをした場合又は納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金の額に相当する担保の提供を受けた場合には、その差押え又は担保の提供に係る地方税を計算の基礎とする延滞金につき、その差押え又は担保の提供がされている期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限るものとし、前三項の規定により延滞金の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額を限度として、免除することができる。

※3 地方税法附則第3条の2第3項

当分の間、第十五条の九第一項、第三項及び第四項並びに第七十二条の三十八の二第十項及び第十一項に規定する延滞金（以下この項において「徴収の猶予等をした地方税に係る延滞金」という。）につきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる期間を含む年の猶予特例基準割合（平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間に対応する徴収の猶予等をした地方税に係る延滞金についてのこれらの規定の適用については、第十五条の九第一項中「期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限る。）」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち当該延滞金の割合が猶予特例基準割合（附則第三条の二第三項に規定する猶予特例基準割合をいう。）であるとした場合における当該延滞金の額（第三項及び第四項並びに第七十二条の三十八の二第十項及び第十一項において「特例延滞金額」という。）を超える部分の金額」と、同条第三項及び第四項中「期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限るものとし。）」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞金額を超える部分の金額」と、第七十二条の三十八の二第十項中「期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限る。次項において同じ。）」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞金額を超える部分の金額」と、同条第十一項中「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞金額を超える部分の金額」とする。

※4 利子税（猶予）特例基準割合

租税特別措置法第93条第2項により告示された割合+0.5%

平均貸付割合（各年の前々年の九月から前年の八月までの各自における短期貸付けの平均利率（当該各自において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を十二で除して計算した割合として各年の前年の十一月三十日までに財務大臣が告示する割合をいう。以下同じ。）に年〇・5パーセントの割合を加算した割合をいう。

各年毎の割合については別紙2「延滞金減免の割合」を参照。

（別紙2 略）

(4) 国営笠岡湾干拓事業負担金の平成19年以前の延滞金を減免するとしたということにつきまして、市税と同様の取り扱いとするとしたこと及び同負担金に適用できるとしたことについて、根拠とする明確な法律の条文はございません。

市税において、平成19年度以前は延滞金の徴収を適切に行っておらず、正しい運用に改めたのが平成20年度以降ということもあり、税でさえ、延滞金を厳格に徴収していなかったという経緯を踏まえ、滞納者間の公平性、平等性を確保し、信義則の観点から、他の公租公課（干拓負担金等強制徴収公債権含む。）についても平成19年度以前の延滞金については徴収しないという運用にしたと思われます。

減免適用後の延滞金額につきましては、平成19年度以前の延滞金の減免を行ったY氏を例に挙げますと、延滞金の金額が

減免前 66,173,800円

減免後 23,415,249円

減免額 42,758,551円

となり、算定方法は、「平成19年度以前の延滞金は0円」となります。

(5) 既に提出しているもの以外にございません。

(6) 「方向決裁」が、事案そのものの意思を確定する「決裁」の予備行為として実施している性質上、笠岡市事務決裁規則（平成17年笠岡市規則第22号）に定めるところによります。

また、実務を取り仕切る者についても同様となります、特別職が決裁権者となっている場合においては、実務を取り仕切る者は、所管部長又は課長となります。

(2) 監査委員に提出された資料の分析

ア 提出された資料の一覧を報告書末別表-1に示す。

イ 提出資料の分析

提出された本件事業に係る資料は、実施機関内部で作成されたものである。

(ア) 本件事業の財務に関する事務の決裁者に関しては、笠岡市事務決裁規則第14条別表に定める市長の留保権限及び事務専決は以下のとおりである。

別表(第14条関係) (抜粋)

第1 市長の決定事案及び副市長以下の共通決定事案

3 財務に関する事項

(2) 収入及び支出に関する事項 (抜粋)

項目	決定区分				合議先	備考
	市長	副市長	部長	課長		
(5) 収入の減免に関すること。	基準の定めがないもの(異例なもの)	<input type="radio"/>			総務部長	
	基準の定めがないもの		<input type="radio"/>		総務部長	
	基準の定めがあるもの			<input type="radio"/>		
(6) 収入の徴収猶予に関すること。	基準の定めがないもの		<input type="radio"/>		総務部長	
	基準の定めがあるもの			<input type="radio"/>		
(13) 滞納処分に関すること。				<input type="radio"/>		

第2 個別専決事項 (抜粋)

部	課等	項目	決定区分			備考
			副市長	部長	課長	
総務部	収納対策課	(2) 徴収及び収納に関すること。			<input type="radio"/>	
		(5) 徴収猶予及び執行停止に関すること。			<input type="radio"/>	
		(7) 差押及び公売に関すること。			<input type="radio"/>	

決裁の例外を同規則第6条に定めている。

(決裁の例外)

第6条 この規則に定めるもののうち、決裁者は次に掲げる事項については、上司の指示を受けなければ決裁することができない。

- (1) 重要又は異例に属するもの
- (2) 紛議、論争又は将来その原因となると認められるもの
- (3) 規定の解釈上疑義のあるもの
- (4) 先例になると認められるもの

- (5) 特命があるもの
  - (6) 将来において市の義務負担が生ずると認められるもの
- 2 前項に規定するもののほか、市長が市の事務を管理し、執行する最高の責任者として知る必要があることについてもまた前項と同様とする。

市における財務に関する事項のうち収入及び支出に関する事項及び担当課の個別専決事項での事務の執行における判断及び意思決定は基準の定めがないものについては部長以上の決裁区分としている。

#### (イ) 事務処理方法の決定

事務処理の方針決定に係る決裁文書は4件である。件名に「(方向決裁)」と記載し、決裁区分は市長である。

笠岡湾干拓事業負担金については、当該起案決裁日（令和5年3月4日）以後、元金を完納している若しくは完納した場合、財産調査を行い、営農に関する財産（不動産等）を除き、日常生活に關係の無い特段の財産が確認されない限り、「地方税法第15条の7第2項及び第5項の規定による滞納処分の執行停止並びに即時欠損を適用し、延滞金残額を全額免除とする」とした。起案文書にはこの理由についての記載はない。この方針は、令和5年4月1日付け人事異動による収納対策課長の事務引継書に記載された。

収納対策課長事務引継書（令和5年4月1日付け人事異動）の「処分未了事項及びこれの処理の方法、意見等」に、本事業における延滞金の扱いについて、令和4年度まで担当課は国営笠岡湾干拓事業負担金の延滞金は徴収するものとして滞納者に納付勧奨を行ってきた。しかし、市長は元金の納付が遅れながらでも完納すれば、延滞金は徴収する必要はないという考え方であった旨を記載している。

これにより、滞納者のうち元金完納者については搜索及び財産調査を行い、今後の納付は困難と見なされれば滞納処分の執行を停止し、即時不納欠損処理の手続きを行う。また、元金の未返済者については、元金完納後に上記の手続きを行うとしている。

#### (ウ) 滞納処分に係る搜索の実施結果について

滞納者への搜索実施結果が報告（起案文書）されている。いずれも差し押さえ物件は無く、換価価値のありそうな物件の発見なし。搜索を含む財産調査及び生活状況を考慮して今後延滞金の納付は困難とみなし、執行停止処分後、即時不納欠損とする予定としている。

（令和5年3月16日起案 R04 笠収第002777号、令和5年3月16日起案 R04 笠収第002780号、令和5年3月17日起案 R04 笠収第002787号、令和5年3月20日起案 R04 笠収第003040号）

(イ) 令和4年度決算における負担金収納額

収納対策課作成の令和4年度国営笠岡湾干拓事業負担金滞納繰越分決算書の記載では、調定額 52,676,437 円、収入済額 4,402,840 円、滞納繰越分 48,273,597 円。延滞金は収納額 3,300 千円である。未収延滞金についての記載はない。(令和5年3月31日起案 R04 笠収第 003077 号)

(オ) 滞納処分の執行停止

市は、干拓事業負担金延滞金に係る滞納処分の執行停止について、令和5年6月28日付け起案文書により、執行停止日を決裁日（令和5年6月30日）とし、停止事由は、地方税法第15条の7第1項第2号（生活困窮）及び同条第5項（即時欠損：今後徵収見込なし）である。(令和5年6月28日起案 R05 笠収第 000314 号)

(カ) 不納欠損時期の変更

令和5年8月、市は、同年3月に定めた方針による不納欠損処理の時期を変更することとした。起案文書の記載では、即時不納欠損処理手続きを進めていたところ、生活困窮による執行停止で過去に即時不納欠損を行った例がないこと、また、通常の執行停止では、停止後3年間財産調査を行いながら納付資力を見極め、資力なしと判断すれば不納欠損とするとしている。このため、即時不納欠損を進めるべきかどうかを市長室で協議（市長、副市長、総務部長、収納対策課員3名）し、納付資力が回復する可能性が否定できないため、即時不納欠損ではなく、3年後に不納欠損処理することとした。(令和5年8月4日起案 R05 笠収第 000522 号)

(3) 文書の管理状況について

提出された決裁文書107件を記載された保存期間で分類すると以下のとおりである。

記載なし1件、5年83件、10年19件、長年4件

方向決裁と記された決裁文書4件の保存期間はいずれも5年としている。

平成29年度及び同30年度における保存期間5年の決裁文書はそれぞれ51件、10件で、書類提出時には、保存期間を経過している。

笠岡市文書取扱規程における文書の保存及び保管に関する主な条文は以下のとおりである。

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(16) 保存文書 保存年限が3年、5年、10年及び長年に属する文書で、主管課で保存するものをいう。

(17) 保管文書 主管課において整理及び保管するものをいう。

第43条 文書の保存年限は、次の種別とする。

第1種 長年

第2種 10年

第3種 5年

第4種 3年

第5種 1年

第44条 文書の保存年限の計算は、当該文書の処理の完結した日の属する年度の翌年度4月1日から起算する。ただし、文書番号が暦年によるものは、当該文書が完結した日の属する年の翌年1月1日から起算する。

第45条 文書の保存年限は、法令に特別の定めがあるものを除き、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 第1種に属する文書

ア 条例、規則その他例規の原議書

イ 重要な事業計画及びその実施に関する文書

ウ 市史及びその資料となる重要な文書

エ 議会議案等の原議書

オ 議会の会議録、議決書等の重要な文書

カ 所轄行政庁からの令達、通知その他の文書で重要な文書

キ 訴訟及び審査請求に関する重要な文書

ク 重要な統計表

ケ 重要な契約書

コ 人事に関する重要な文書

サ 財産、營造物及び財政に関する重要な文書

シ 隣接市町村との分合に関する文書

ス 重要な機関の設置及び廃止に関する文書

セ 事務引継に関する重要な文書

ソ 金銭出納に関し、特に後日の証明上重要な文書

タ その他重要な書類であって、長年保存の必要があると認める文書

(2) 第2種に属する文書

ア 法規により処分したもので重要な文書

イ 決算の認定が終わった金銭物品に関する重要な文書

ウ その他10年間保存の必要があると認める文書

(3) 第3種に属する文書

ア 第1種及び第2種に属しないもので5年間保存の必要があると認める文書

(4) 第4種に属する文書

ア 第1種から第3種までに属しないもので3年間保存の必要があると認める文書

(5) 第5種に属する文書

ア 第1種から第4種までに属しない文書

第49条 保存文書を紛失し、又は汚損したときは、閲覧者は届出書により速やかに主管課長に報告し、主管課長は文書担当課長に報告しなければならない。

第50条 文書取扱主任は、保存文書の保存期間が満了したときは、主管課長と協議の上、所定の手続により毎年5月末日までに廃棄処分に付さなければならぬ。

2 主管課長は、保存期間満了後も歴史的、文化的資料として価値を有すると認められる文書等については、更に期間を定めて保存することができる。

3 主管課長は、保存文書を廃棄し、又は保存期間を変更したときは、文書目録に廃棄年月日又は変更した保存期間を記録し、文書担当課長に通知しなければならない。

#### (4) 監査専門委員による報告

監査専門委員から提出された報告書は以下のとおり。

##### ア 令和7年6月25日 監査専門委員報告書

令和7年4月16日付笠監第9号「関係書類の提出について」（以下、「提出要請」といいます。）により提出された、令和7年4月23日笠総第63号資料（以下、「追加資料等」といいます。）の内容等を精査したところ、次のような問題点等が認められたので、以下、個々に説明します。

なお、これら説明については、提出要請の順序に沿って、追加資料記載および添付資料等に基づく回答等（以下、「回答等」といいます。）の要旨に対して当職の疑問点及び考え方（以下、「疑問点等」といいます。）を記していきます。

1 本件監査に係る国営笠岡湾干拓事業負担金（以下、「負担金」といいます。）に附帯する延滞金の減免方針の決定（以下、「本件減免」といいます。）に際し、国税通則法第63条第5項の規定の適用において、限度である二分の一を一律に適用することとした理由

(1) 回答等によると、国税通則法（以下、「通則法」といいます。）第63条第5項に定める「二分の一を限度として・・」の適用においては、「従前から通例として二分の一の減免率を適用していたため、一律に同減免率を適用しています」としていますが、この通例とは、何を根拠に採用されているものでしょうか。一般に通例とは、社会的にそのように扱われていることなどをいうとされていますが、仮にも通則法という法律を適用するに当たり、通例を採用するということは法に定める課税及び徴収という「租税法律主義」を定めた憲法第84条に反すると言わざるを得ません。さらに、減免制度というのは、あくまでも特例であり、必ず適用しなければならないというものではありません。そのことは、通則法第63条第5項において、「・・・免除することが出来る。」とされていることからも明らかであり、また、普遍的に適用することは、延滞もなく遅延もなく支払われた者との間において公平性を欠くという事が生じることもあるからであり、その適用に際しては厳正な審査が求められるということになります。そうすると、その適用に際しては該当者

のそれまでの市に対する対応の状況、支払状況などを総合的に勘案したうえで適用すべきものであり、加えて減免の限度の幅が定められているような場合には、特にそのような個別的な事情等を最大限考慮したうえで判断し、まずは適用すべきであるのか否かを決定することが必要であり、仮に適用すべきであるとしても、その適用限度の幅があるのですから、すべてを一律的に定められた限度の最大限を採用するというのは寧ろ、法を遵守し適正に支払われた者との間における比較衡量において、その公平性に欠くものと言わざるを得ません。

(2) また、なお書き以降において、「負担金の延滞金の減免については、笠岡市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例（以下、「徴収条例」といいます。）第5条第3項を適用して行いますが、同条項には減免率の基準が定められていないため、市長の裁量に委ねられていますが、笠岡市としては、裁量を恣意的なものではなく合理的なものにするため、同じ強制徴収債権である地方税の規定にならって減免することとしています。」と記されていますが、まず、ここでいう、「裁量を合理的なものにする」ということの意義やその意図が理解不能です。つまり、裁量の合理性というものがどのようなことを意図しているのか、具体的な説明がありません。いわば、判断することの面倒臭さや実務面での手間暇を避けるために一定の割合とし、その一定の割合を決定することも判断適用することの煩雑さを避けるためにし、限度における最大の割合を適用するということにしたというような意図を含んでいるとしか思いようがないということです。

さらに、「恣意的ではなく合理的なものにするために、地方税法第15条の9第4項にある「二分の一に相当する金額を限度とする」という減免規定を適用し、従前どおり、通例である「二分の一」の減免率を一律に適用しています。」。なおかつ、ここでも通例という用語が使用されています。法律に基づいて適正かつ厳格に判断して決定すべき事項について、何の根拠も無いような通例によって決定することは明らかに行政の怠慢であり、かつ眞面目に適正に支払われてきた者との間における公平性を大きく欠くものであると言わざるを得ません。

(3) この回答の中段部分に、「……同条項には減免率の基準が定められていないため、市長の裁量に委ねられていますが、……」としている箇所があります。ここで、法律で基準が定められていないような場合、即座に市長の裁量に委ねられるのでしょうか。通常、法律に基づいて定めが無いような場合、議会の決議に拠るか、仮に緊急を要する等その他何らかの事情により議会決議を待てないような状況であるなどの場合にのみ市長による専決事項となるのではないでしょうか。仮に市長専決事項としても、そのような判断をした根拠等その他が示されるべきであり、本件減免においては何らそのような根拠すら明確にされていません。

(4) 地方税法第15条の9第4項において減免制度の適用対象となる期間は、「その差押え又は担保の提供がされている期間」であり、括弧書きで、「延滞金が年14.6

パーセントの割合により計算される期間に限るものとし……」としていることから、14.6パーセントではない期間については、減免制度の適用がないこととなります。

(5) 前記(1)及び(2)により、本件減免については、その決定に当たり法律の趣旨及び意義を考慮することなく、何ら根拠のない通例なるものを持ち出し、さらに市長裁量に拠るとしながらも、そのように判断した根拠すら明確に為されていません。そのような裁量や何ら根拠のないような判断による本件減免が有効であるとは到底考えられません。仮に、減免適用するとしても、法律に基づく適切な審査が求められるところです。

## 2 本件監査に係る国営笠岡湾干拓事業負担金及び延滞金額並びに収納日及び収納金額を記載（記録）した同負担金の管理台帳及び延滞金の算出に係る資料

(1) 管理台帳については特段に法律にその定めが特にありませんが、通常、地方自治体の債権債務の管理についてはそれら事実関係を明確にすることが必要ですから、一般的には作成することが求められるものです。しかし、その代わりになるようなものがあればそれで代用できるわけであり、問題はありません。ただ、管理台帳による個別管理が適正に出来ていないことで、消滅時効による公債権の消滅というような事象も起こり得るので適正管理は重要かつ必要なことでもあります。

(2) 本件監査において重要なことは、減免制度の法律に基づく適切な判断であることは当然のことなのですが、それら減免制度を適用するに際して、延滞金額のうち、減免制度の対象となる延滞金額（以下、「減免対象金額」といいます。）の算定が必要となります。

(3) 管理台帳の作成がない代わりに、滞納管理システムにより管理しているとのこと、当該管理システムによる管理画面を印刷したもの（以下、「管理画面」といいます。）を参考として提出されています。しかし、提出要請の趣旨は、延滞金の減免金額の算定方法及び算定根拠が適正に為されているか否かを検討することであるものの、提出された管理画面においては、法律に定められているところの、①差押をした場合又は納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金の額に相当する担保の提供を受けた場合に適用、②差押え又は担保の提供がされている期間に対応する部分の金額が前提、③当該金額の二分の一に相当する金額を限度とする、ということが適用される要件であります。まず、①差押等をした日、②延滞金等の対象となる額の納付等がされた日、③①から②の間の延滞金額、④③の二分の一までの金額などが管理画面では一元的に把握できません。

(4) 必要とするのは、上記(3)に記した後段の①から③までの事項となります。加

えて具体的な計算根拠や計算過程がわかるような計算資料等です。

3 平成29年度及び令和3年度における国営笠岡湾干拓事業負担金の不納欠損に伴い、これらの督促手数料及び同負担金に附帯する延滞金に係る事務処理に係る資料（決算関係資料を含む。）

(1) この回答で、方法としては、笠岡市会計規則等に則った形で処理されており、また元金が不納欠損となった時点で延滞金等も不納欠損となることはこれも当然のことと考えています。しかし、本来であれば、元金と延滞金等とは別個のものであるので、それぞれを個別に不納欠損としての処理をすることが正しいものであると思われます。ただ、実質的に債務者が同一人であれば、元金が不納欠損となれば延滞金等も不納欠損となることには問題はないものと考えます。また、不納欠損とは、既に調定された歳入が徴収しえなくなつたことを表示する決算上の取扱いをいう（昭27.6.12行政実例）とされており、法律上の存在と会計上の存在は一致させることが望ましいものの、必ず一致させなければならないものではありません。

(2) ここでは、延滞金等についての不納欠損処理についての要請でしたが、本質的には、元金の不納欠損処理の妥当性を考えており、これらについては今後検証していきます。不納欠損処理が出来る場合として、「債権は存在するが、法律上または実質上の理由により、徴収が不能若しくは著しく困難であると認められるときであり、例えば債務者の財産状態が極端に悪く、事実上、徴収不能若しくは徴収困難であることが前提となります。そうして、それらについては、議会の議決、免除、債権放棄の手続きなどが必要となることはいうまでもありません。また、徴収上の執行停止などによる場合には、そもそも執行停止の要件を充たすことを客観的に証明することが必要ですし、そのための財産や生活状況などの調査も必要であると思料されます。

4 国営笠岡湾干拓事業負担金に係る、弁護士への電子メールによる照会及び回答に関するメール本文及び関係書類

特に記述は省略します。

5 本件監査に係る滞納処分の執行停止該当者において、令和6年度以降に実施した財差調査の記録

(1) 執行停止処分とするためには、地方税法第15条の7第1項（滞納処分の停止の要件等）の定めによります。

(地方税法第15条の7第1項)

地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

ここで通常何らかの財産を有しているときは、第二号の「その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。」に該当するか否かの判断になってくるものではないかと考えられます。

そうして、この点に関しては、国税徵収法（以下、「徵収法」といいます。）第153条第1項第2号も同様の内容の規定となっており、具体的には同法基本通達第153条関係において、「(生活の窮迫) 3 法第153条第1項第2号の「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納者（個人に限る。）の財産につき滞納処分の執行又は徵収の共助の要請による徵収（以下「6において「滞納処分の執行等」という。）をすることにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態（法第76条第1項第4号に規定する金額で営まれる生活の程度）になるおそれのある場合をいう。」とされています。また、法第76条第1項第4号では、

四 滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十二条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額

としており、同法施行令第34条では、「(給料等の差押禁止の基礎となる金額) 法第七十六条第一項第四号（給料等の差押禁止の基礎となる金額）に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となつた期間一月ごとに十万円（滞納者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親族があるときは、これらの者一人につき四万五千円を加算した金額）とする。」としており、これらの基準に沿うか否かの検討が必要であると考えます。

(2) 提出された財産調査関係書類、預貯金通帳その他の財産などの明細は確かにあります、それらを前提に具体的な生活状況等調査を行ったというような調査記録はありません。生活の困窮という事実関係を把握するためには、例えば一か月間の収入、一か月間の生活に必要な家庭支出などを家計簿や証憑類などを前提に具体的に

調査することが徴収法の規定の趣旨であり、そうでないと、徴収法の中で、給与に関する差押の基準としての金額を採用していることの趣旨を逸脱しているように思えます。

(3) そうして、これら調査は、執行停止処分すべきか否かの判断にも必要であるとともに、執行停止処分を行った後においても必要なことであることはいうまでもありません。何故なら、執行停止の要件を充たさないことになった時点で、その処分を取り消さなければならないからです。その観点からみると、提出された資料ではそこまでの調査が為されたかどうかを判断するための材料は見当たりませんし、単に聴き取りや財産の中身を通帳などにより形式的に調査したことに過ぎないようにも思えます。

## 6 既提出の決裁文書（写し）の件名に記載の「方向決裁」の定義

(1) 回答に拠れば、「ある事案に対して行政機関としての意思を確定する行為」としての決裁の前に、「事前に関係者の意思確認を行うことに拠って、事務処理を効率的に進めることを目的として、慣例的に行われているものであり、いわば「決裁の予備行為」として実施している行為である」としています。

(2) 方向決裁の決裁権者は誰ですか。事務効率等はある意味においてはわかりますが、方向決裁を取り仕切る者は誰でしょうか。

### イ 令和7年11月18日 監査専門員報告書

令和7年8月8日付 笠総第583号「関係書類の提出について（回答）」に対する検討事項

標題のことについて、令和7年8月8日付『笠総第583号「関係書類の提出について（回答）」（以下、「回答文書」といいます。）』に関し、その内容等を詳細に検討した結果、次の様な疑問点及び今後において検討を要する事項が認められましたので、ご報告申し上げます。

## 1 回答文書全体における評価

令和7年7月29日付笠監第100号（以下、「通知文書」といいます。）においてはその趣旨が、①延滞金を賦課する対象者の負担金の未納状況及び滞納金額などを求め、それに対する具体的な延滞金の算定根拠や算定金額を把握することを目的としており、さらに、②当該滞納金から延滞金の額がどのように算定されたのかどうかを示す帳簿の提出により、③そのことが当該延滞金の減免適用してよいものか否かの判断を下すことを目的とするものでありますが、回答文書全体を眺めても、到底その趣旨を理解しているとも思えず、結論としては当該通知文書の回答としては甚だ遺憾であると思料されます。

## 2 回答文書個別の評価

(1) 回答文書の1 (1)に記されていますが、まず、何故管理していないのでしょうか。

市の財政に大きく関わるような収入の算定根拠を示すような帳簿が無いというのは市の財産管理をすると言うところにおいては甚だ疑問が残るところです。また、紙台帳という言葉を使っていますが、現在においてはシステム上の管理であると思われます。しかし、紙台帳上からシステムに移行する際ににおける金額算定などのチェックなどは行われていなかつたのでしょうか。一般的に、紙などを使用した処理においては算定方法や算定根拠などが明らかにされ、具体的な滞滯金の額やその前提となる滞納金額などが示されていると考えられますから、その状態からシステムに移行する場合には、最低限引継の際の算定金額や算定金額などの計算など精査していると思われます。当該回答から考えると、そのような精査などは一切行われておらず、それらが正確か否かの判断は今となっては無理だということになるのでしょうか。

(2) 延滞金対象者の納期ごとの延滞金及びその算定方法の評価

回答文書の(2)について、ここで記されているのは、あくまでも計算方法を示しているにすぎず、またその考え方を記しているにすぎないと思料されます。通知文書の言わんとするところは、あくまでも滞納者個々の滞納金額を前提にした具体的計算をすることを目的としているものですから、考え方や計算方法などを示されても、個々の具体的な計算がどのように為されているかがわかりません。

結論だけを説明されても、その結論を導く根拠などが示されないのであれば、その結論自体に信憑性はないものと考えます。言い換えれば、計算方法としてそのようにされているとするならば、本来は、個々の滞納者毎に元本の金額や滞納金額、当初発生日から滞納発生日までなどが具体的に示されていなければならないものであり、さらにそれらを基にした金額の算定を行っているはずであり、すべてを具体的に示すことが必要なのではないでしょうか。

そこで、回答文書に記載されているような法令や条例を根拠にした滞納者個々の具体的計算を個別に示していただくことが必要だと思料されます。

また、システム上の計算が法律通り行われているか否かを判断する方法として、システムプログラムの組立基準やインストール資料などを示していただくことも必要ではないかと思われます。回答文書(2)に記されていることは決まりきった事実関係と決まり通りの算式を淡々と述べているだけであり、通知文書の意図や趣旨を全く考慮していないものと考えます。

(3) 延滞金の減免金額の算定方法及び適正になされているか否かの確認に対する評価

ア ここでは、一応の適用法律条文やその考え方などが示されています。また、それらに基づいて算定したということが記されています。ここで、※1に示されている「延滞金を納付しなければならない事由があると認めた場合は、これを減免することができる。」というところで、まず、①「認めた場合」というところですが、何故「認められた場合」とされていないのでしょうか。通常、このような判断が為されるときには、主觀や恣意性などを排除するということが基本になると思われるのですが、「認めた場合」とする限りは、限りなく恣意性が排除されるべきものであると考えて問題は無

いのでしょうか、という疑問があります。さらに、②同じ※1で、「やむを得ない事由があると認めた場合」というところで、この「やむを得ない事由」というのは、具体的にどのようなケースが考えられるのでしょうか。一般的に、やむを得ないという場合は、家庭生活や業務が正常に行われにくいような場合が想定され、例えば生活保護などを受けなければならぬほどの窮屈した事情がある場合などのような相当厳しい状況が考えられます。そこで笠岡市においては、この点を個々の滞納者毎にどのように判断されているかどうかの検討資料などをすべてにおいての提示を求めることが可能なのでしょうか。例えば、毎月の収入、毎月の家計費用、毎月の収支などの把握を為されているのでしょうか。

イ 次に、地方税法第15条の9第4項では、「地方団体の長は、・・免除することができる。」とされています。また、国税通則法第63条第5項では、「国税局長、税務署長又は税關長は、・・・・免除することができる。」としています。さらに、笠岡市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例第5条第3項では、「市長は、・・・・これを減免することができる。」としています。国税通則法は「免除」、地方税法も「免除」。しかし市条例では「減免」としているところです。「免除」は、一般的に「義務や負担を免れること」を指します。法律上は、特定の義務や責任が免除される場合を指し、その背景にはさまざまな法的根拠が存在します。「減免」は、ある義務や負担を軽減したり、免除したりする措置のことを指します。この言葉は、特に税金、料金、罰金などの負担に関連して使われます。減免が適用されることで、特定の支払い義務が一部または全て免除されることになります。つまり「減免」は二つの漢字、「減」＝「減らす」と「免」＝「免れる」から成り立っています。これらの言葉が組み合わさることで、負担を軽減し、免除するという意味が生まれます。言い換えば、免除よりも適用範囲が広いことになります。笠岡市条例が、国税や地方税の考え方よりも広く捉えていることがわかります。そのことから考えれば、免除ではなく、一部を減らすということも有り得るということになります。

ウ 「裁量」という用語を使用されています。この裁量を考える前に行政上的一般原則から考えてみる必要がありませんか。

法律上による行政の原理があるとはいえ、広範な行政活動の全てを法律で規定することは不可能で要旨不適当なところもあるでしょう。そこには専門的判断、現場の実情に応じた判断が尊重されるべきでしょうし、法の解釈や運用における自治体の裁量的判断は必要であるといえます。これが行政裁量と呼ばれるものですが、基本的には「法律の枠内で行政機関に認められる判断の余地」であるともいえます。そこには、法律の趣旨などを逸脱したものでないという前提がある訳です。そうして行われた行政の裁量権の範囲内にある限り、行政裁量が尊重され、司法審査においても違法取消しの対象とはなりません。

また、しかし、地方税法や条例にあるように「地方団体の長は・・」や「市長は・・」としている場合において、笠岡市でいえば市長が自由に免除や減免措置が適用できるというものではなく、そこには法律の趣旨を逸脱せずにかつ公正で不平等の無いような適正な行政裁量を行うことが本旨となります。ですから、その市長裁量が法律の規

定に拠らずしてその趣旨を逸脱するような手続きを踏んで行ったりする場合には同時にそれら手続きを取り消すことができます。そうすると、法律に基づきながら行うべきものであり、その中で様々な状況を考慮しながら得られた結論を行政裁量として認識する限りは、それら裁量行為自体が法の趣旨を逸脱したようなものであってはならないものであると考えます。

(4) 市税が平成19年以前の延滞金について徴収しない場合があった事に鑑み、干拓事業負担金の延滞金も同様に扱ったことに関する法令については無いが、市税と同じように扱うことが滞納者間の公平性や平等性の尊重、さらには信義則の観点からということでの運用ではないかとしていますが、納税者（市民）間の公平性よりも滞納者間の公平性が優先されるということでしょうか。また、この時に干拓事業負担事業に係る滞納者に対して、文書などで正しい理由を表示して説明されているのでしょうか。

さらに、信義則の適用としていますが、信義則の原点は、「権利濫用の禁止」との関係で考えるべきものです。しかし、本事案のように、たまたま平成19年以前の市税の滞納者に対する延滞金の徴収に怠りがあったということであり、それはあくまでも行政庁としての市の怠慢から生じたものであることを自らのミスを滞納者からの延滞金を徴収しないということで対応するというものであり、このような行為は信義則を隠れ蓑にした本末転倒な行為ではないでしょうか。例えば、市側が誤った建築確認申請を承認します。建築主はそれに対して建築にかかります。しかし、後に間違った行為だからということで、建築した建物を潰すことの命令は出せません。これが市の権利濫用です。建築主は承認された建築確認によって建築しているので、この建築主の行為に非違はありません。このようなケースですと、信義則が適用されると考えられます。市税の滞納者の延滞金を徴収していなかったことで、当時の同じような他の徴収金の滞納者からも徴収するということが権利濫用になるとも思えません。これは滞納者に責任が帰属するものであり、滞納者にそもそも非違があるのですから、このときの信義則適用や他の滞納者との公平性などの判断は誤っているとしかいいようがありません。

(5) 弁護士へのメール以外の照会や回答は無いということですが、これ以上の追及は難しいでしょう。

(6) 方向決裁の決裁権者について、まず方向決裁とは決済の予備行為であるとして実施しているとのことであり、笠岡市事務決裁規則（以下、「規則」といいます。）によって実施するとしています。しかし、そもそも「方向決裁」に関しての明確な定めは無く、規則においてもそのような定義などもありません。このようなことから、慣例や慣習によって行われているとも考えられます。そうすると慣例や慣習によって行われており、規則に無いような事務手続きをどのようにして規則に准えて実施することができるのでしょうか。さらに、方向決裁が仮に一応の市としての手続きの一環として行うものであるとしても、あくまでも決済の予備行為として考えている限りは、その行為自体がそのまま決裁を通るということが予測されるとしても、最終の本決裁に係る手続き承認が必要なのではないでしょうか。

- (1) 本回答文書は、一般論で終始しており、個々具体的な根拠が示されていないので、滞納者個人ごと個々の滞納金額の発生時期、滞納金額、返済時期などを踏まえた具体的な延滞金の算定根拠及び当該延滞金の減免金額などを根拠となる資料や減免理由なども併せて示すことを求めます。
- (2) いわゆる不能欠損として処理したものについては今回は触れていませんが、これらもそれぞれの不能欠損処理したものなどについて、すべて回収不能の判断の為の調査が出来ているのかどうかを個々の滞納者ごとにまとめて整理したものと示すことを求めます。

監査専門委員の報告は以下の通りである。

#### 第4 判断

以上の事実関係の確認及び監査専門委員の報告に基づき、次のように判断する。

##### 1 本件事業に係る事務処理

本件事業にかかる笠岡湾干拓事業負担金に附帯する延滞金は市の徴収金であり、強制徴収公債権としてその根拠となる財務会計法規に従って事務処理がなされるものである。本件事業にかかる平成29年度以降の債権管理事務の執行について、市長から監査委員に検証を求められた。

ア 平成29年度起案「延滞金徴収の取り扱いについて（方向決裁）」について、同名の文書が存在することについて問題ないのか。また、この方向決裁の運用について問題ないか。

当該文書は、市において延滞金徴収の方針決定（変更）に関する決裁文書である。文書2件の件名が同じであることをもって問題であるとはいえないと判断する。両文書とも方針決定（変更）の理由は記されていない。強制徴収公債権の滞納整理は関係法規に則り執行されるものであり、決定（変更）した方針の運用の是非について疑義が生じたのであれば、自ら検証すべきである。方向決裁で決定した方針の運用においては、元金を完納した場合、延滞金に「国税徴収法第63条第5項の規定による延滞税の減免」の適用に際して、差押え期間における延滞金について一律に二分の一の額を減免することについては不適正であることは、監査専門委員の報告書に記載のとおりである。なお、「方向決裁」が事案そのものの意思を確定する「決裁」の予備行為として実施しているとしながら、提出文書には方針決定後の運用結果を記した文書はない。

イ 平成29年度起案文書中に、決裁もあるとしているにもかかわらず、決裁文書が見当たらないものがあり、その後の事務が進められている。この事務執行について問題はないか。

笠岡市文書取扱規程には、文書の整理、保管、保存及び廃棄の手続き、並びに、

文書紛失時の手続きが定めてられている。提出文書には文書紛失の際の手続きに示されたものはない。また、決裁文書にはぞの起案用紙に完結日、ファイル名、保存期間の欄に記載のないものや保存期間を超過したものがあることから、文書の管理は適切に行われていないといえる。不存在の文書が事務の執行要件に係わるものであれば、事務執行の適正性が疑われる状態であると判断する。

ウ 平成29年度の、滞納者の滞納処分で農地等の売買についての市の考え方について問題ないか。

滞納整理において農地の売買に市の関与が妥当であるとする根拠が示されていないため、監査委員においては判断できない。

エ 平成29年度に生活困窮を理由に執行停止を行ったが、判断に対し、事務処理が適正といえるものか。

決裁文書では、生活困窮の実態と判断基準との比較が定量的に示されていないため、市の判断及び事務処理については不適正であると判断する。

オ 令和5年度に生活困窮を理由に執行停止を行ったが、資力なしの判断など事務処理上、適正なものといえるものか。

決裁文書では、生活困窮の実態と判断基準との比較が定量的に示されていないため、監査専門委員の報告のとおり、市の判断及び事務処理については不適正であり、執行停止を取消し、滞納整理手続きにより延滞金を徴収をすべきと判断する。

カ 令和5年度に即時不納欠損を行おうとした判断は適正であったか。

令和6年第4回笠岡市議会定例会一般質問（代表質問）（令和6年6月18日）における、議員の質問「このたびの徴収金については適正じゃなかったという認識でいらっしゃいますか。」に対して市総務部長は「最初に執行停止をして、即時欠損という判断については、私は誤っていた、拙速だったという認識です。」により、市の判断は適正ではないとしており、監査委員はこれに異を唱えるものではない。

キ 執行停止の判断時に際し、職員の裁量はどこまで認められるものか。

地方税や分担金などの賦課処分、督促処分や滞納処分は裁量権が認められない羈束的行為（きそくてきこうい）である。徴収事務を怠る場合は「公金の賦課又は徴収を怠る事実」に該当する。

## 2 延滞金の額及び減免額について

提出書類に記載された延滞金の額及び減免額の検証のため、算出過程に関する資料の提出を市に求めたところ、市は資料は存在しないとして提出がなかつたため、これらの数値の検証は不可能であった。よって、提出書類等に記載された延滞金の額及び減免額については正否は判断できない。

進行中の債権処理にかかる延滞金及び減免の額を検証する方法を所管課が有しない状態であることが、監査委員には信じ難いことであり、事務処理の適正性を示すことができないことは問題であると考える。

監査委員の判断は以上のとおりである。

## 第5 意見

今回の監査を通じ、次のとおり意見を述べる。

現在執行停止となっている延滞金にかかる事案について、提出書類からは、生活実態と生活困窮との間に定量的な照合が見られない。よって、執行停止は不適正である。

本事業における滞納整理においては、執行停止を取消しにより、必要と判断すればあらためて資力を調査されたい。その際、地方税法第15条の7第1項第2号（生活困窮）を適用して執行停止とする場合は、その判断の根拠となる生活困窮の程度を定量的に把握するための作業手順書（作業マニュアル）を策定を検討されたい。作業手順書の策定、並びに、生活困窮の判断においては、これを専門とする者に協力を得ることも検討されたい。

また、本事業の事案については、起案文書作成から決裁までの意思決定に関与した職員においてその認識を正されたい。

滞納整理において、元金を完納すれば延滞金を徴収しないという方針のもとで元金完納者の延滞金を減免する手段として、国税通則法第63条第5項及び平成19年度以前の市税の延滞金未徴収事例を本件延滞金への適用して延滞金の減免、さらに地方税法第15条の7第2項（生活困窮）を理由にした執行停止により延滞金全額を不納欠損処理としようとしたものであり、干拓事業負担金を納期限内に支払った者、及び、同負担金に附帯する延滞金を支払った者に対して本件の事務処理は公平性を欠いている。

今後は、市債権の徴収においては、職員が公務員としての自覚を更に高め、関係法令を遵守し、被債権者間における公平性及び公正性を認識するとともに、市民の信頼を損なわないように事務の執行に努めることを強く望むものである。

本件は「行政における再発防止等調査特別委員会調査報告書（国営笠岡湾干拓事業負担金の債権管理の事務処理に関する調査）」（令和5年12月笠岡市議会）、「議会の請求に基づく監査結果報告」（事務監査の結果に関する報告について（提出）令和6年2月9日笠監第174号）において検証されており、議会への説明責任等を指摘されているにもかかわらず、なお議会への説明責任を果たし得ないのは、ひとつに本件事案が自ら自己検証できない状況にあるためである。事務の適正な執行のために内部統

制の強化を図られたい。

別表－1 監査委員に担当課から提出された資料

1 提出日 令和6年12月26日

区分	文書名等
担当者一覧として提出されたもの (1頁)	1 国営笠岡湾干拓事業負担金 担当者 (平成29年度～令和6年度)
1 事業概要として提出されたもの (2頁)	1 国営笠岡湾干拓事業負担金について
2 国営笠岡湾干拓事業負担金徴収に関する法令等として提出されたもの (25頁)	1 関係法令集一覧 2 国営笠岡湾干拓負担金徴収に関する法令等について 3 土地改良法第90条第6項 (昭和24年法律第195号) 4 地方自治法附則第6条第2項 5 岡山県県民生活部市町村課税制班あて照会 (H29.5.2) 「干拓負担金の件」及び回答 (H29.5.7) 電子メール 6 新版 逐条地方自治法第8次改訂版 (抜粋) 松本英昭著 学陽書房 7 笠岡市顧問弁護士あて照会 (H29.3.2) 「干拓負担金の件」及び回答 (H29.3.8) 電子メール 8 笠岡市顧問弁護士あて照会 (H29.10.30) 「干拓事業負担金滞納処分に係る根拠条文について」及び回答 (H29.10.31) 電子メール 9 地方自治法 第224条, 同第231条の3 (一部抜粋) 10 笠岡市国営笠岡湾干拓事業負担金徴収条例 (平成2年条例第12号) 11 笠岡市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例 (昭和38年条例第42号) 12 地方税法第15条の7, 同第15条の9 13 国税徴収法基本通達 (国税庁) 第153条関係 滞納処分の停止の要件等
3 決裁文書・延滞金時系列一覧及び問題点として提出されたもの (11頁)	1 笠岡湾干拓事業負担金に係る一連の流れ (H29～)

<p>4 決裁文書 (H29 年度～R5 年度) として提出されたもの (858 頁)</p>	<p>決裁文書 107 件 (全 858 頁) 年度別内訳 括弧内は保存期間別の件数</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 29 年度 59 件 (10 年 7 件, 5 年 51 件, 記載なし 1 件)</li> <li>2 平成 30 年度 19 件 (長年 3 件、10 年 6 件, 5 年 10 件)</li> <li>3 平成 31 (令和元) 年度 2 件 (10 年 1 件, 5 年 1 件)</li> <li>4 令和 2 年度 6 件 (5 年 6 件)</li> <li>5 令和 3 年度 8 件 (10 年 3 件, 5 年 5 件)</li> <li>6 令和 4 年度 8 件 (5 年 8 件)</li> <li>7 令和 5 年度 5 件 (長年 1 件, 10 年 2 件, 5 年 2 件)</li> </ol> <p>決裁文書の性質別内訳</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務引継書 (人事異動によるもの) 2 件</li> <li>2 方向決裁 (方針決定に係るもの) 4 件</li> <li>3 不納欠損処分 2 件</li> <li>4 滞納繰越分の決算(収入見込み)状況 (年度末徴収状況) 7 件</li> <li>5 岡山県市町村税滞納整理組合に係るもの 5 件</li> <li>6 弁護士との協議 2 件</li> <li>7 滞納者に係るもの 76 件</li> <li>8 証明等の事務に係るもの 5 件</li> <li>9 事業者との協議 4 件</li> </ol>
<p>5 債権管理に関する資料として提出されたもの (205 頁)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 干拓負担金滞納者一覧 (R5. 9. 12 時点 元金なし 現在執行停止中)</li> <li>2 干拓負担金滞納者一覧 (R5. 9. 12 時点) (現在徴収中・元金有対象者)</li> <li>3 干拓負担金返納者調書</li> <li>4 別紙 国営笠岡湾干拓事業負担金年度別債務状況及び納付状況</li> <li>5 折衝記録</li> <li>6 不納欠損済対象者 (令和 2 年度不納欠損済)</li> <li>7 干拓負担金にかかる過去の執行停止案件リスト</li> </ol>
<p>6 執行停止及び現在徴収中に関する資料として提出されたもの (107 頁)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和 5 年度執行停止に係る事務処理基準</li> <li>2 不納欠損対象者 (令和 2 年度不納欠損済)</li> <li>3 預金調査結果一覧表 H29. 6. 5 照会分</li> <li>4 笠岡湾干拓事業負担金に係る滞納処分の執行停止 (取消) 調書</li> <li>5 滞納金額表</li> <li>6 【執行停止判断】対象者状況等一覧</li> <li>7 滞納処分の執行停止調書</li> <li>8 滞納明細書</li> <li>9 財産調査結果</li> </ol>

	<p>10 捜索実施結果報告書, 捜索計画書, 身上・財産調査及び滞納処分総括表, 捜索調書, 聴取書, 画像, 現場見取図</p> <p>11 干拓負担金返納者調書</p> <p>12 別紙 国営笠岡湾干拓事業負担金年度別残債務状況及び納付状況</p> <p>13 干拓負担金滞納者一覧 (R5. 9. 12 時点) 【現在徴収中・元金有対象者】</p>
7 関係資料として提出されたもの (629 頁)	<p>1 国営笠岡湾干拓事業負担金滞納者に対する執行停止について 令和 5 年 9 月 26 日 笠岡市議会議長, 笠岡市議會議員各位あて 笠岡市長, 副市長, 総務部長, 収納対策課長, 同課長補佐, 同課係長 発</p> <p>2 市議会全員協議会の開催について 令和 5 年 10 月 25 日 笠議会第 46 号 笠岡市長あて 笠岡市議会議長発</p> <p>3 全員協議会会議録 (AI 作成) (文意不明箇所多数あり)</p> <p>4 市議会かさおか 令和 6 年 2 月 1 日発行 179 号 (抜粋)</p> <p>5 行政における再発防止等調査特別委員会調査報告書 (国営笠岡湾干拓事業負担金の債権管理の事務処理に関する調査) 令和 5 年 12 月 笠岡市議会</p> <p>6 議員への資料提供について (依頼) 令和 5 年 8 月 2 日 笠議会第 17 号 笠岡市長あて 笠岡市議会議長発</p> <p>7 議員への資料提供について (回答) 令和 5 年 8 月 9 日 笠岡市議会議長あて 笠岡市長発</p> <p>8 資料の提供について (回答) 令和 5 年 8 月 9 日 笠岡市議會議員あて 収納対策課長発</p> <p>9 議員への資料提供について (依頼) 令和 5 年 9 月 8 日 笠議会第 31 号 笠岡市長あて 笠岡市議会議長発</p> <p>10 国営笠岡湾干拓事業負担金に関する公文書の提供について 令和 5 年 9 月 20 日 笠岡市議会議長あて 笠岡市長発</p> <p>11 議員への資料提供について (依頼) 令和 5 年 9 月 22 日 笠議会第 35 号 笠岡市長あて 笠岡市議会議長発</p> <p>12 国営笠岡湾干拓事業負担金に関する公文書の提供について 令和 5 年 9 月 27 日 笠岡市議会議長あて 笠岡市長発</p> <p>13 Fwd:RE:市議会議員からの資料提供依頼に対する回答について (2 回目) 2023 年 09 月 25 日 総務課発 5 名あて</p> <p>14 笠岡市債権管理マニュアル 平成 29 年 4 月 (令和 2 年 11 月一部改訂)</p> <p>15 干拓負担金返納者調書 (黒塗り箇所有り)</p> <p>16 干拓負担金文書件名一覧</p> <p>17 書類請求について (依頼) 令和 5 年 9 月 28 日 笠議会第 40</p>

	号 筏岡市長あて 筏岡市議会議長発
18	国営笠岡湾干拓事業負担金に関する公文書の提供について 令和5年10月12日笠総第567号 筏岡市議会議長あて 筏岡 市長発
19	笠議会第40号 令和5年9月28日付 書類請求について各 項目回答一覧及び回答書類
20	書類報告について（依頼） 令和5年10月25日笠議会第45 号 筏岡市長あて 筏岡市議会議長発
21	国営笠岡湾干拓事業負担金に関する回答及び報告について 令和5年11月7日笠総第623号 筏岡市議会議長あて 筏岡市 長発
22	書類請求について（依頼） 令和5年11月13日笠議会第57 号 筏岡市長あて 筏岡市議会議長発
23	書類請求について（依頼） 令和5年11月14日笠議会第60 号 筏岡市長あて 筏岡市議会議長発
24	国営笠岡湾干拓事業負担金に関する公文書の提供及び依頼文 に対する回答について 令和5年11月22日笠総第650号 筏 岡市議会議長あて 筏岡市長発
25	書類回答について（依頼） 令和5年11月15日笠議会第61 号 筏岡市長あて 筏岡市議会議長発
26	書類回答について（依頼） 令和5年11月17日笠議会第62 号 筏岡市長あて 筏岡市議会議長発
27	国営笠岡湾干拓事業負担金に関する依頼文に対する回答（公 文書の提供）について 令和5年11月28日笠総第663号 筏 岡市議会議長あて 筏岡市長
28	報告書の提出について（依頼） 令和5年11月28日笠議会 第65号 筏岡市長あて 筏岡市議会議長発
29	国営笠岡湾干拓事業負担金に関する調査に対する報告につい て 令和5年12月5日笠総第682号 筏岡市議会議長あて 筏 岡市長発
30	令和5年11月15日付け笠議会第61号文書によるご依頼の件 (回答) 令和5年11月27日 筏岡市あて 筏岡市顧問弁護 士発
31	意見書 行政における再発防止等調査特別委員会による国営 笠岡湾干拓事業負担金に関する書類の請求と守秘義務について 令和5年10月10日 筏岡市あて 弁護士発
32	事務監査の結果に関する報告について（提出） 令和6年2 月9日 笠監第174号 筏岡市長あて 筏岡市監査委員発
33	監査委員対面聴取

	34 関係資料の提出について 令和5年12月 日笠総第 号 笠岡市代表監査委員あて 笠岡市長発 35 関係資料の提出及び関係人調査について（通知） 令和5年 12月4日笠監第128号 笠岡市長あて 笠岡市代表監査委員発
--	--

2 提出日 令和7年5月8日

関係書類の提出について 令和7年4月23日 笠総第63号 笠岡市監査委員宛  
笠岡市長発

添付資料

区分	文書名等
1 管理台帳に相 当するものとして 提出されたもの (27頁)	1 総合滞納管理システム LEVY 3（滞納整理システム）のディス プレイ表示画面の写し（ハードコピー）
2 国営笠岡湾干 拓事業負担金に係 る、弁護士への電 子メールによる照 会及び回答に関す るメール本文及び 関係書類として提 出されたもの (66頁)	弁護士への電子メールによる照会及び回答に関する関係書類一 式 1 笠岡湾干拓事業負担金の納期限について（照会及び回答 日 付なし） 2 顧問弁護士宛照会（滞納利息への延滞金について）（日付なし） 3 顧問弁護士への差押さえ物件に関する照会（日付なし） 4 顧問弁護士からの回答（差押さえ物件に関する照会について 日付なし） 5 市議会議長に提出する資料確認のお願い 顧問弁護士宛 2023 年10月03日 6 顧問弁護士 10月27日質問&回答 7 R5.12.1 顧問弁護士相談 8 笠岡市議会特別委員会における国営笠岡湾干拓事業負担金に 関する資料の提供範囲について 弁護士宛て 2023年10月05日 9 意見書 行政における再発防止等調査特別委員会による国営 笠岡湾干拓事業負担金に関する書類の請求と守秘義務について 令和5年10月10日 笠岡市あて 弁護士発
3 本件監査に係 る滞納処分の執行 停止該当者におい て、令和6年度以 降に実施した財產 調査の記録に関す るもの (157頁)	財産調査の記録（4名） 1 任意調査実施結果報告書 令和7年3月21日 令和6年分収入に関する文書（追加資料 提出日令和7年6 月25日） 2 任意調査実施結果報告書 令和7年3月21日 3 任意調査実施結果報告書 令和7年3月14日 4 任意調査実施結果報告書 令和7年3月31日

3 提出日 令和7年6月19日

追加資料

区分	文書名等
1 管理台帳に相 当するものとして 提出されたもの (5頁)	1 総合滞納管理システム LEVY 3 のディスプレイ表示画面 収納 履歴の写し (ハードコピー) (1名)

4 提出日 令和7年8月25日

関係書類の提出について (回答) 令和7年8月8日 笠総第583号 笠岡市監査委員宛  
笠岡市長発

5 提出日 令和7年9月22日

追加資料

区分	文書名等
1 管理台帳に相 当するものとして 提出されたもの (2頁)	1 総合滞納管理システム LEVY 3 のディスプレイ表示画面 未納 状況 (延滞金計算日令 07.09.22) の写し (ハードコピー) (1名) 2 総合滞納管理システム LEVY 3 のディスプレイ表示画面 滞納 明細 計算日 令 07.09.22 の写し (ハードコピー) (1名)

6 提出日 令和7年9月29日

追加資料

区分	文書名等
1 管理台帳に相 当するものとして 提出されたもの (2頁)	1 総合滞納管理システム LEVY 3 のディスプレイ表示画面 滞納 明細 計算日 令 01.11.25 の写し (ハードコピー) (1名) 2 総合滞納管理システム LEVY 3 のディスプレイ表示画面 滞納 明細 計算日 令 01.11.22 の写し (ハードコピー) (1名)

7 提出日 令和7年10月7日

追加資料

区分	文書名等
1 管理台帳に相 当するものとして 提出されたもの (1頁)	1 総合滞納管理システム LEVY 3 のディスプレイ表示画面 処 分・減免 (ハードコピー) (1名)